

## 第14回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

### 第1 開催日時

平成21年12月2日(水) 午後3時～午後5時

### 第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### [委員]

香川謙二, 坂下宗生, 下田文男, 肥後正徳, 柳川征裕, 山城 滋  
横溝邦彦(五十音順, 敬称略)

#### [説明者]

藤本事務局長, 益田首席家庭裁判所調査官, 若槻家事首席書記官  
永井少年首席書記官, 日比谷主任家庭裁判所調査官, 桐山主任書記官

#### [事務担当者]

田淵総務課長, 永澤総務課課長補佐, 賀茂庶務係長

### 第4 議事

#### 1 開会宣言(総務課長)

#### 2 委員異動報告

##### (1) 平成21年8月1日付け再任

坂下宗生, 肥後正徳

##### (2) 平成21年10月5日付け新任

佐藤元宣

##### (3) 平成21年10月20日付け新任

香川謙二

#### 3 新任委員あいさつ, 自己紹介

#### 4 議事

##### (1) 少年事件における被害者等配慮制度について

ア 被害者等に送付する書類について

イ 傍聴のため来庁した被害者等に対する対応、接遇について

ウ 庁舎見学（被害者待合室，審判廷）

エ 質疑応答

[委員]

- ・ 家庭裁判所から被害者等に送付する「お知らせ」という書面を見せていただいたが、審判を受ける少年が、犯罪を犯したということが当然のように記載されている。例えば、「少年犯罪」、「加害少年」というように表現されている。これをそのまま被害者等に送付すれば、被害者等は、審判廷にいる少年が犯罪者であると思込んでしまうのではないか。
- ・ 少年事件にも否認事件があり、刑事裁判に類似した手続により、少年の言い分に対する審判をする場合があり得る。そのため、少年事件においても、証拠調べや証人調べをする手続が取り入れられている。
- ・ 「審判を受ける少年」と表現すれば間違いないのではないか。
- ・ 「加害者である少年」という表現もあるが、否認事件の場合、裁判所が始めから加害少年と決めつけたことにならないか。
- ・ 「被害にあわれて」との表現もあり、これと対応する形で「加害者」という表現になるのではないか。

[委員長]

- ・ 法律的には、厳密に言えば、正当防衛の場合は犯罪ではないということになって、そこまで本当にぎりぎり表現ができるかという問題がある。

[委員]

- ・ 個人的な意見としては、「審判を受ける少年」とするのはどうか。
- ・ このほか、「被害者等の面接」という表現も出てくるが、「面接」という言葉も少し分かりにくいのではないか。

[説明者]

- ・ 少年事件では、被害の実情や被害者の気持ちを審判に反映させるため、家庭裁判所調査官が被害者の方に対する調査を行うことがある。調査の方法としては、書面による照会のほか、直接お会いしてお話を聞く場合があり、これを「面接」と呼んでいる。審判傍聴対象事件では、必ずお会いしてお話を聞くこととしている。

[委員]

- ・ 「面接」という表現は、入社試験の面接というような堅い印象を受けるが、「面談」というと少し柔らかい印象を受ける。
- ・ 「面接（面談）」とするのはどうか。

[委員長]

- ・ 被害者等に送付する書面における表現については、今後、更に検討させていただきたい。

[委員]

- ・ 「少年審判の傍聴について」というリーフレットを見ると、審判傍聴の申出の許否について、「少年の年齢や心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときに許されます」とあるが、この他にも基準はあるのか。
- ・ リーフレットに書かれているのは、条文上の要件であり、具体的には、裁判官の判断事項ということになる。あくまで事案に応じて考えていかなければならず、様々な場合について定義付けし、全てを要件化するのは難しいと思われる。
- ・ 被害者等の審判傍聴の申出については、できるだけ応えていくというスタンスなのか。
- ・ 少年の健全な育成を妨げるおそれがないというのが大前提であるが、被害者等の要請も加味しながら、少年の更生を考えなければならないため、裁判官としても判断に苦慮する。
- ・ 審判傍聴の許否の判断に当たって、少年に直接意見を求めることはあるのか。

- ・ 少年に直接意見を求めることは想定されていない。殺人や傷害致死といった事件については、必ず付添人が選任されるので、付添人の意見を聴くことになる。

[委員長]

- ・ 被害者や遺族がいるところで、犯した犯罪がどれだけ重大なことであるのか少年自身に理解してもらうことは重要であるが、それが少年の健全な育成につながるのかどうかは、ケースバイケースであり、難しい問題である。

[委員]

- ・ 少し違うかもしれないが、刑務所を訪れて成人の受刑者と会った経験があるが、いささか罪の意識が薄いなど感じることがあった。被害者等が傍聴することは、少年にとって自覚が早く生まれてくるのではないか。
- ・ 少年について、再犯を予防するための追跡調査はなされないのか。

[説明者]

- ・ 委員の言われるような趣旨での追跡調査は行っていない。
- ・ 少年の再犯の問題については、家庭裁判所としても考えていかなければならない。保護観察に付された少年については保護司が継続的な指導を行っている。

## (2) 次回の予定等

### ア テーマ

[委員長]

成年後見事件をテーマとさせていただきたい。

[各委員]

(異議なし)

### イ 期日等

[委員長]

平成22年6月2日(水)午後3時

以上